

## 東京漁調指示第11号 (案)

東京海区におけるひき縄釣（釣糸及び釣針を有する漁具を、船舶を使用してひきまわして行う釣漁法をいう。以下「この漁法」という。）による水産動物の採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和2年12月 日 (公報登載日)

東京海区漁業調整委員会  
会長 有元貴文

### (採捕の承認)

1 この漁法により水産動物を採捕しようとする者は、東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 漁業者が漁業を営むために行う場合又は漁業従事者が漁業者のために従事して行う場合
- (2) 試験研究機関等が試験研究のために行う場合

### (承認基準)

2 承認は、次に掲げる条件をすべて満たすイベントについて行うこととする。

- (1) この漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生じるおそれがないこと。
- (2) 地元団体が主催又は共催等して行われるイベントであって、実施及び開催期間について、開催根拠地となる漁業協同組合の同意を得ていること。
- (3) 東京都に所在する漁港等を根拠地として行われるもの
- (4) この漁法を行う予定海域の関係漁業協同組合の同意を得ていること。
- (5) 主催者等がイベントの実施に際して、法令等の遵守に係る誓約を行うこと。

### (採捕の禁止)

3 採捕の承認を受けた場合であっても、次に掲げる区域及び期間は、この漁法による水産動物の採捕を行ってはならない。

- (1) 東京都内湾海域は、周年禁止とする。
- (2) 東京都内湾海域を除く東京海区（いずれも属島及び礁を含む。）の各島最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域
- (3) 令和3年2月1日から同年6月30日まで及び令和4年1月1日から同月3

1日まで(ただし、三宅島周辺海域にあつては、令和3年2月1日から同年5月31日まで及び八丈島周辺海域にあつては、同年2月1日から同年4月30日まで)の期間

**(取扱要領)**

- 4 この指示に定めるもののほか、承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

**(指示の有効期間)**

- 5 この指示の有効期間は、令和3年2月1日から令和4年1月31日までとする。

注) : \_\_\_\_\_ 今回の変更箇所